

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○宮城県庁県民第一駐車場等の使用に係る使用料の徴収事務の委託 (管財課) 一

○高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務の委託 (消防課) 一

○液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託 (同) 一

○保安林の指定の解除 (森林整備課) 二

○保安林の指定の解除の予定 (同) 二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 二

○指定事務所登録機関の変更の届出 (建築宅地課) 二

○宮城県美術館における図録売払代金の徴収事務の委託 (教育庁生涯学習課) 二

○土地改良区の定款変更の認可 (仙台地方振興事務所) 二

教育委員会

○教育委員会定例会の開催 (三) 三

正 誤

○宮城県公報第二四四四号中 (三) 三

告 示

○宮城県告示第三百三十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県庁県民第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十五年二月二十二日次のとおり委託した。

平成二十五年四月九日

一 委託の相手方

仙台市青葉区中央二丁目十一番二十三号
日信防災株式会社東北支店

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十一号

高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九条の二第一項の規定により、高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務を次のとおり委託したので、高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)第八条第二号の規定により公示する。

平成二十五年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高圧ガス保安協会	高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の交付及び再交付に関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十八条の四の二第一項の規定により、液化石油ガス設備士免状に関する事務を次のとおり委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)第七条第二号の規定により公示する。

平成二十五年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高圧ガス保安協会	液化石油ガス設備士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市狐崎浜字後沢山一四の三

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

栗原市沼倉耕英南二の一三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第三百三十五号

大崎市から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画下水道

2 名称 大崎市公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百三十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条の三第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定により指定事務所登録機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

社団法人宮城県建築士事務所協会

二 変更後の届出者の名称

一般社団法人宮城県建築士事務所協会

三 変更年月日

平成二十五年四月一日

○宮城県告示第三百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、図録売払代金徴収事務を平成二十五年三月二十三日次のとおり委託した。

平成二十五年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都杉並区和泉一丁目三十五番十四号

株式会社オークコーポレーション

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十八号

互理土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年四月二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年四月九日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十五年四月九日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一 日 時 平成二十五年四月十七日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 職員の仕事について

2 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の仕事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一）

正 誤

○宮城県公報第二四四四号（平成二十五年三月二十九日付け）中

ページ 段 行 正 誤
一 下 後ろか 五 あてはめる 当てはめる